

令和6年度（2024年度）

ひきこもり支援の居場所づくり推進助成金

ひきこもり状態の人やその家族が抱える悩みや課題を受け止めながら、誰もが安心して集い、過ごすことができる居場所づくりの推進を支援します。



助成対象団体・対象となる「居場所」

■団体は次のいずれも満たす社会福祉法人、NPO法人又は任意団体等とします。

- 2人以上から構成され、規約等が作成されていること。
- 宗教的又は政治的活動を主たる目的とした団体等でないこと。
- 暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- 同一年度に、この補助金のほかに地域発元気づくり支援金等県の補助金等を受けていないこと。

■居場所は次のいずれも満たすものとします。

- 新たに設置や実施されるもの。
- 県内において設置や実施され、営利を目的としないもの。
- 恒常的なものであること、実施にあたっては少なくとも月1回以上の頻度で継続されるもの。
- ひきこもり当事者等が利用しやすい環境等に配慮されているもの。
- 相談に適切に対応できる人員を配置するとともに、関係機関と連携を図る体制が整っているもの。
- 食事等を提供する場合は、無料又は低額の料金とされているもの。
- 活動内容が公序良俗に反しないもの。

新たな居場所設置・実施時期は
8月1日以降に限る

助成対象経費

■居場所づくりに必要となる費用とします。

（需用費、役務費、使用料及び賃借料、謝金、旅費）

- 申請日以降、令和7年3月21日（金）までに支出されたものに限りです。
- 領収書またはレシート等により支払いが確認できるものに限りです。
- 10万円以上の物品で1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりません。
- 職員の人件費、利用者への交通費等の現金や現物給付は対象となりません。

助成スケジュール

申請（申請者）

助成申請書（1-1）収支予算書（1-2）
確認書（1-3）を記入し、団体の定款
（規約）を添付してご提出ください。

申請はこちら



受付締切

R7年2月28日（金）

決定（県社協）

現地調査等を踏まえた審査後、申請団体にお知らせします。結果、採択されない場合もありますのでご了承ください。助成金は、随時指定口座に送金します。決定後より具体的な支払いが可能となります。

助成限度額：10万円

※助成金の合計額が予算額に達した時点で
受け付けは終了します。

報告（申請者）

実施報告書（2-1）を記入し、収支
決算書（2-2）を添付してご提出く
ださい。

報告締切

R7年3月31日（月）

実施（申請者）

利用者の良き理解者となるよう努めるとともに、丁寧な支援を行うこと。
知り得た利用者の個人情報や秘密の保持に十分配慮すること。
良好な衛生環境、安全性やプライバシー等を確保すること。
必要に応じて関係者にひきこもり支援に関する研修等を受講させること。

支出締切

R7年3月21日（金）